

小豆島ふるさと村キャンプ場可動型拠点ユニット整備事業
設計・施工業務募集要項

○本書の位置付け

この小豆島ふるさと村キャンプ場可動型拠点ユニット整備事業設計・施工業務募集要項（以下、「募集要項」という。）は、小豆島ふるさと村キャンプ場可動型拠点ユニット整備事業（以下「本事業」という。）の実施に向けて、小豆島町（以下「町」という。）が優先交渉権者を公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するにあたり、参加資格要件、選定方法等を定めるものである。

募集要項にあわせて交付する次の付属資料も募集要項と一体の資料とし、これらの全資料を含めて「募集要項等」と定義する。

○付属資料

1. 小豆島ふるさと村キャンプ場可動型拠点ユニット整備事業設計・施工業務要求水準書
2. 小豆島ふるさと村キャンプ場可動型拠点ユニット整備事業設計・施工業務評価基準書
3. 小豆島ふるさと村キャンプ場可動型拠点ユニット整備事業設計・施工業務様式集
4. 小豆島ふるさと村キャンプ場可動型拠点ユニット整備事業設計・施工業務資料集

■用語の定義

参加者	本事業に応募する法人又は共同事業体をいう。
優先交渉権者	小豆島ふるさと村キャンプ場可動型拠点ユニット整備事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の審査を経て、町が契約締結の相手方として決定した者をいう。
受注者	町と契約を締結し、本事業を実施する者をいう。

1. 目的・趣旨

町では、小豆島ふるさと村キャンプ場において、観光資源の魅力向上、多様な宿泊・滞在ニーズへの対応、並びに災害時における機動的な活用等を目的として、本事業を行う。

本事業は、限られた敷地内への迅速かつ高品質なユニット設置が求められること、また設計段階から施工性や機動性を考慮した柔軟な技術力が不可欠であることから、設計・施工一括発注方式を採用する。

2. 事業の概要

(1) 事業場所

香川県小豆郡小豆島町室生（小豆島ふるさと村キャンプ場内）

(2) 整備対象施設

小豆島ふるさと村キャンプ場可動型拠点ユニット

（コンテナハウスその他これらに類する可動性を有する宿泊ユニット）

(3) 対象業務

本事業の対象業務は、次のとおりとする。

設計業務

- ・実施設計（配置計画、平面、立面計画、構造計画、設備計画等の策定）
- ・各種調査、申請業務（敷地調査、地盤調査その他関係法令に基づく許認可手続き等の支援等）
- ・外構、基盤整備設計（基礎、給排水・電気等の引込ルート、アプローチ等の設計）

工事監理業務

- ・工事監理（設計図書の照合、施工状況の確認等）
- ・その他附帯業務（完成検査の受検、各種諸手続き、引き渡し、取扱説明等）

施工業務

- ・ユニット製造、調達（ユニット本体の工場製作、または調達一式）
- ・運搬、設置（現地への輸送、搬入、組立、及び固定工事等）
- ・基盤整備（基礎工事、電気・給排水等の引込、接続、簡易な外構等）

(4) 要求水準

本事業の実施に係る要求水準は、別途定める「小豆島ふるさと村キャンプ場可動型拠点ユニット整備事業設計・施工業務要求水準書」のとおりとする。

(5) 履行期間

本契約締結の日から令和9年3月21日まで。

(6) 提案上限価格

本事業に係る提案上限価格は、以下のとおりとする。

提案上限価格：146,520,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※上限価格を超えた提案は、失格とする。

3. 参加資格

(1) 参加者の構成等

参加者は、日本国内で法人登録をしている企業等の法人及びその他の団体（以下「法

人」という。)又は法人で構成される共同事業体(以下「グループ」という。)とする。

(2) 単独の法人又はグループの代表者の参加資格要件

次に掲げる要件を全て満たしていること。

- ア. 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- イ. 香川県暴力団排除推進条例(平成 23 年香川県条例第 4 号)に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者に該当する者でないこと。
- ウ. 国税及び地方税を滞納(徴収猶予を受けている場合を除く。)している法人等でないこと。
- エ. 町から指名停止措置又は指名除外措置を受けていないこと。
- オ. 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止を受けている法人等でないこと。
- カ. 本事業における業務の開始時点で、本要項「3. (4) 実施体制」に示す資格を有する者を配置できること。
- キ. 過去 10 年以内に元請けとして、宿泊施設その他これに類する建築物の建築一式工事の施工実績、又はコンテナハウス等の製造・納品実績(延床面積 40 m²以上)を 1 件以上有すること。(※グループの場合は、構成員のいずれかが実績を有していれば可とする。)

(3) 共同事業体の参加資格要件

- ア. 結成方法は自主結成であること。
- イ. 共同事業体の代表者の出資の割合は、50 パーセント以上であること。
- ウ. 共同事業体の各構成員の出資の割合は、20 パーセント以上であること。
- エ. 共同事業体の構成員は、他の共同事業体の構成員又は単独で本プロポーザルに参加しない者であること。

(4) 実施体制

ア. 実施体制

参加者は、本事業の履行に当たり、設計業務、工事監理業務及び施工業務を円滑かつ確実に実施できる実施体制を構築するものとする。

イ. 配置技術者の兼任

各業務における配置技術者の兼任は、次のとおりとする。ただし、一人の技術者が兼任できる役職は 2 役までとし、3 役以上の兼任は認めない。

- ① 統括責任者と現場代理人の兼任を認める。
- ② 現場代理人と監理技術者の兼任を認める。
- ③ 設計管理技術者と設計主任技術者(建築、構造又は設備)の兼任を認める。
- ④ 工事監理主任技術者(建築又は設備)と設計主任技術者(建築、構造又は設備)の兼任を認める。

ウ. 雇用関係

統括責任者、設計管理技術者、現場代理人及び監理技術者は、参加者(共同事業体の場合は代表者又は構成員)と、技術提案書提出日の前日までに引き続き 3 か月以上

の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とする。

なお、前記以外の配置技術者については、協力会社から配置することを認める。

エ．配置技術者の変更

技術提案時に届け出た配置予定技術者は、原則として変更することはできない。

ただし、病気、死亡、退職その他町がやむを得ないと認める理由により変更が必要となった場合は、変更後の技術者が当初の配置予定技術者と同等以上の資格及び実績を有し、町の承諾を得た場合に限り変更を認める。

オ．配置技術者の資格要件

① 設計管理技術者

一級建築士の資格を有する者であること。

② 監理技術者

建設業法に基づく監理技術者資格者証を有し、かつ有効な監理技術者講習修了証を有する者であること。

4．日程

受付時間は、町の休日を除く 9 時から 17 時までとする。

令和 8 年 7 月 10 日：参加表明書の受付開始

令和 8 年 7 月 17 日：現地確認参加申込書の提出締め切り

令和 8 年 7 月 22 日：現地確認の実施

令和 8 年 7 月 24 日：参加表明書及び質疑書の提出締め切り

令和 8 年 7 月 28 日：質疑に対する回答

令和 8 年 7 月 30 日：参加資格確認結果通知

令和 8 年 8 月 10 日：技術提案書の提出締め切り

令和 8 年 8 月 17 日：技術提案審査（プレゼンテーション）の実施（予備日 20 日）

令和 8 年 8 月末頃：優先交渉権者の決定、仮契約の締結

令和 8 年 9 月予定：本契約の締結（町議会の議決）

5．現地確認の申込方法

現地確認を希望する者は、現地確認参加申込書（様式第 1 号）を事務局へ提出すること。

なお、キャンプ場内は営業中のエリアもあるため、現地の確認にあたっては利用者の迷惑にならないよう十分に留意すること。

(1) 受付期間

「4．日程」のとおり。

(2) 提出方法

「15. 事務局」にメールにより提出すること。

(3) その他

人数制限：各社 3 名以内

6. 質疑の受付及び回答

募集要項等に関する質疑は、質疑書（様式第 2 号）を用いて電子メールにて受け付け、回答は一括して町ホームページに掲載する。

なお、公正を期するため、電話や口頭による個別の質疑応答は行わない。

7. 参加表明書等の作成及び提出方法

参加者は、次のとおり参加表明書とその添付書類を提出すること。なお、郵送の場合は、特別な事情がない限り期限までに必着のこと。

(1) 受付期間

「4. 日程」のとおり

(2) 提出方法

郵送または持参により、「15. 事務局」に提出すること。

(3) 提出書類※各 1 部提出

- ・参加表明書（兼誓約書）（様式第 3 号）
- ・構成員調書（様式第 4 号）※グループの場合に限る。
- ・実績確認書（様式第 5 号）
- ・法人登記簿謄本
- ・直近 1 年度分の納税証明書（本店所在地の市町村税に未納がないことを証する書類）

(4) 参加資格確認結果の通知

参加者が、「3. 参加資格」に記載している要件を全て満たしているかどうかを確認し、その結果を令和 8 年 7 月 30 日までに郵送及び電話にて通知する。

8. 技術提案書の作成及び提出方法

募集要項等に基づき、機能面・コスト面・環境配慮等を総合的に勘案した技術提案書及び技術提案内容書（以下「提案書類等」という。）を作成し、「15. 事務局」へ持参又は郵送により期限までに提出すること。

(1) 受付期間

「4. 日程」のとおり

(2) 提出方法

郵送または持参により、「15. 事務局」に提出すること。

(3) 提出書類※紙媒体 10 部及び電子データを収めた電子媒体（CD-R）

- ・技術提案書（兼誓約書）（様式第 6 号）
- ・配置予定技術者調書（様式第 7 号）
- ・技術提案内容書（様式第 8 号）

○技術提案に係る留意事項

ア A 4 版（文字サイズ 10.5pt 以上）で、表紙及び目次を除き両面印刷とし、各頁の番号を記載すること。ただし、必要に応じて A 3 版（Z 折）を含めても差し支えない。

イ 頁数は、最大 30 頁以内とすること。ただし、積算根拠等の付属資料は別とす

る。

ウ 体裁はA4フラットファイルとし、フラットファイルに「小豆島ふるさと村キャンプ場可動型拠点ユニット整備事業」及び事業者名を記載すること。

エ 完成予想図（鳥瞰図、パース図など）の提示、写真等を利用して企画提案の内容がイメージしやすいものとする。

オ 都合により技術提案書の提出ができない場合は、辞退届（様式第9号）を持参にて提出すること。

9. 審査の実施及び結果の通知

選定委員会において、評価は小豆島ふるさと村キャンプ場可動型拠点ユニット整備事業設計・施工業務評価基準書に基づき実施して、優先交渉権者を決定することとし、審査結果は町ホームページにて公表する。審査結果に関する異議は一切受け付けない。

プレゼンテーションの場所等の詳細については、別途、参加者又はグループの代表者に通知する。

10. 参加者の失格事項

提出した書類に虚偽の記載がある場合、書類の提出期限に遅れた場合、提案価格が提案上限価格を超えた場合、その他、募集要項等に違反すると認められた場合は失格とする。

11. 契約に関する事項

選定された優先交渉権者と契約締結に向けた詳細な協議を行い、合意に達した場合は仮契約を締結する。

本事業は、小豆島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年小豆島町条例第46号）第2条の規定に基づき、議会の議決に付すべき契約に該当することから、仮契約締結後に小豆島町議会の議決を経て本契約が成立するものとする。

なお、契約保証金は、小豆島町契約規則（平成18年小豆島町規則第34号）第24条等の規定に基づくものとする。なお、受注者が保険会社との間に町を被保険者とする履行保証保険契約を締結したときその他同規則に定める場合は、契約保証金を減免することがある。

12. 提案内容不履行の場合の措置

受注者の責により、提案書に記載された内容を達成できない、あるいは履行できないと認められた場合、町は指名停止等の適切な措置を講じることがある。

13. 本プロポーザルの中止

自然災害やその他やむを得ない事情により、本プロポーザルを中止する場合がある。その場合、応募に要した費用を町に請求することはできない。

14. 留意事項

(1) 参加費用に関する事項

提案に係る一切の費用については、全て参加者の負担とする。

(2) 募集要項等の承諾・複数提案の禁止

参加者は、参加表明書の提出をもって、募集要項等の記載内容を承諾したものとする。
ただし、各参加者は、複数の提案を行うことはできない。

(3) 使用言語及び単位

提案に際して使用する言語は日本語とし、使用する単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨は円、時刻は日本標準時を使用すること。

(4) 提案書類等の取扱い・著作権等

① 提案書類等の変更等の禁止

提案書類等の変更、差し替え又は再提出は認めない。ただし、必要があるものとして町が認めた場合は、この限りでない。

② 著作権・特許権等

提案書類等の著作権は、参加者に帰属する。ただし、町は本事業に関する庁内での報告やその他町が必要と認めるときには、町はこれが無償で利用できるものとする。

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責務は、参加者が負うものとする。

なお、いずれの提案書類等についても返却はしないものとする。

③ 情報公開

提出された提案書類等については、「小豆島町情報公開条例」（平成 18 年町条例第 10 号）の対象となり、同条例第 6 条各号に規定する事項（公文書の開示をしないことができる場合）を除き、公開する場合がある。

(5) 公表資料の取扱い

町が提供する資料等は、本事業に係る検討以外の目的で使用することを禁じる。

(6) 国の補助金の活用について

本事業は国の地域未来交付金を活用して実施する事業である。そのため、町から資料の提出や国の会計実地検査への協力を求められた場合は、受注者はこれに対応するものとする。

15. 事務局

小豆島町商工観光課 担当：岡、酒井

住 所：〒761-4492 香川県小豆郡小豆島町片城甲 44 番地 95

電 話：0879-82-7021

FAX：0879-82-7028

メールアドレス：olive-shoko@town.shodoshima.lg.jp